

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱

（通則）

第1条 県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）（以下「補助金」という。）の執行については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、事業者とは、岡山県内に本社又は主な事業所を有する中小企業支援法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び個人事業主をいう。

（目的）

第3条 知事は、県産原料米の価格高騰の影響を受けている県産品製造事業者に対し、経営安定化のため、県産原料米の購入費の一部を支援する補助金を予算の範囲内において交付する。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、事業者のうち別表第1の要件を全て満たすものとする。

2 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、組合員のうち前項の要件を満たす事業者を組織する者として、補助対象事業者として扱う。

（補助対象及び補助額等）

第5条 補助対象、補助額及び補助上限額は、別表第2のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書及びその他別に定める書類を知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは交付決定を行い、交付決定を受けた補助対象事業者に様式第2号による補助金交付決定通知書を送付する。

2 前項の交付決定の額は、予算の範囲内において、補助対象に補助額を乗じて得た額と補助上限額のいずれか低い額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の補助金の交付決定を受けた場合において、当該申請に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に様式第3号による交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を提出して、様式第5号による変更承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(軽微な変更)

第10条 前条ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 20%以内の減額変更の場合
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の内容の細部を変更する場合

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第6号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、様式第7号による実績報告書を、補助事業終了後30日以内又は令和9年2月10日のいずれか早い日まで（ただし、前条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）に知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、様式第8号による補助金の額の確定通知書を補助事業者に送付する。

(補助金の支払等)

第15条 知事は、前条の規定による補助金の額を確定後、補助金を支払うものとする。。

ただし、知事が必要と認める場合は、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9号による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条に規定する通知の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が、法令、本交付要綱等、知事の処分又は指示に違反した場合
- （2）補助事業者が、本補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- （4）補助事業者が、提出書類に虚偽の内容を記載し、申請したことが判明した場合
- （5）本補助金以外の国、県、市町村、公的団体又は民間団体から交付される他の補助金との重複受給等が判明した場合
- （6）上記の他、知事が適当と認める場合

（補助金の返還）

第17条 知事は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による返還の命令に係る交付決定の取消しにやむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（補助金に係る経理）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第20条 本交付要綱で定めるもののほか、補助金の交付及び補助事業の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和8年1月15日から施行する。

別表第1 補助対象事業者（第4条関係）

補助対象事業者の要件
(1) 次のいずれかの基準を満たす加工食品の製造事業者であること。 ①岡山県内において製造又は加工の最終段階が行われていること。 ②岡山県外において製造又は加工の最終段階が行われているものにあっては、当該商品において重要な部分を占める原材料が岡山県産であること。
(2) 米を主たる原料とする次のいずれかの県産品の製造事業者であって、前年度において、当該県産品の売上額が全体の売上額に対して50%以上を占めていること。 ①清酒、焼酎、その他米穀を原料とする酒類 ②加工米飯（肉又は魚、甲殻類、軟体動物、その他の水棲動物の仕込時の混入割合が3%以上である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって2カ月以上の保存に耐えられるもの） ③味噌、その他米穀を原料とする調味料 ④米穀粉、玄米粉、その他これらに類するもの ⑤米菓、その他米穀を原料又は材料とする菓子 ⑥玄米茶、ビタミン強化米、甘酒、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品、漬物もろみ、朝食シリアル、乳児食、ライス・スター、煎り玄米スープ、包装もち、水産練製品及び米穀粉混入製品 ⑦その他岡山県知事が特に必要と認めたもの
(3) 次のいずれにも該当しないこと。 ①役員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者 ②役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められる者 ③役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者 ④暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる者
(4) 県税に未納がないこと。（徴収の猶予を受けている者は除く。）
(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。

- (6) 次のいずれにも該当しないこと（いわゆる「みなし大企業」でないこと。）。
- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）が所有している中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等
- ⑤①から③に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等

別表第2 補助対象、補助額及び補助上限額（第5条関係）

補助対象	令和7年産原料米（令和8年12月31日までに購入する岡山県産米に限る。）の購入数量
補助額	価格上昇分（※）×購入数量 ただし、玄米以外の状態で購入した場合は玄米に換算した数量とする。 ※令和7年産原料米の購入経費のうち、令和6年産原料米からの価格上昇分とし、1俵（60kg）当たり4,000円を上限とする。
補助上限額	次のいずれか低い額を上限とする。 (1) 令和6年産原料米（令和7年12月31日までに購入した岡山県産米に限る。）の購入数量に1俵（60kg）当たり4,000円を乗じた額 (2) 800万円

様式第1号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付申請書

上記補助金の交付について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助事業の内容等 別紙「事業実施計画書」のとおり

2. 補助金交付申請額 金 円

3. 事業完了期日 令和 年 月 日

別紙1 (事業実施計画書／変更後事業実施計画書／事業実施報告書)

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）

事業実施計画書 変更後事業実施計画書 事業実施報告書

申請者		
住所	郵便番号	住所
事業者名		
代表者役職・氏名	役職	氏名
申請額		
交付申請額		
価格転嫁に向けた事業計画方針		
製造している米を主たる原料とする県産品		
<input type="checkbox"/> 当社は、前年度において上記の商品の売上額が全体の50%以上を占めます。		
誓約事項		
<input type="checkbox"/> 当社は、みなしだ企業ではありません。 <input type="checkbox"/> 本申請に関する記載事項に虚偽ではありません。記載内容に不正、虚偽があった場合は補助金返還も含め全責任を負います。 <input type="checkbox"/> 如何なる理由があっても本事業の期限内に事業完了・実績報告ができなかった場合は補助対象外となることを確認し承諾します。		
担当者等連絡先		
担当者役職・氏名	役職	氏名
電話番号等	電話	FAX
メール		
住所（書類送付先）	※申請者住所と同じ場合は、□に☑してください。申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 〒 住所	

添付書類等（添付する必要書類等を確認のうえ、□にチェック☑してください）

【交付申請】

- 県産原料米購入計画書(別紙2)
- 県税納税証明書
- 令和6年産原料米の購入にかかる証憑書類等

【実績報告】

- 県産原料米購入計画書(別紙2)
- 令和7年産原料米の購入にかかる証憑書類等

県産原料米購入計画書

※原料米（岡山県産米に限る。）について記載してください。

	購入数量 計(A)	購入額 計(B)	単価(B)/(A)	価格上昇分(C)	補助単価(D) (C) * 上限4,000円
R6					
R7				補助上限額 R6購入数量 × 4,000円 又は800万円	補助金交付申請額

1. 上の表で行が足りない場合は追加してください。
 2. 「R6年度の購入価格」「R7年度の購入価格」は、税抜価格を記入してください。
 3. 「R6年産原料米購入数量」は令和7年12月31日までに購入した数量を、「R7年産原料米購入数量」は令和8年12月31日までに購入する数量を記載してください。
 4. 「購入数量」は玄米数量で記載してください。玄米以外の状態で購入した場合は玄米数量に換算して記載してください。
(小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までの数値を記載してください。)
 5. 支払明細、請求書、納品書など記載した内容が確認できる資料を添付してください。
(資料がないものについては、補助対象外となるため記載しないでください。)
 6. 中小企業等協同組合が行う協同購買により購入したものは、各協同組合が発行する証明書に記載された内容を転記の上、証明書を添付してください。

様式第2号

岡山県指令産企第 号

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

1 補助金の額 金 円

2 補助の条件

- (1) 県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱等の規程を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。

様式第3号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付申請取下書

令和 年 月 日付け岡山県指令企第 号で交付決定通知のあった標記事業について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第8条の規定により、次のとおり補助金の申請を取り下げます。

記

1. 取下の理由

様式第4号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）変更承認申請書

令和 年 月 日付け岡山県指令企第 号で交付決定通知のあった標記事業について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第9条の規定により次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の理由
2. 変更内容 別紙「変更後事業実施計画書」のとおり

様式第5号

岡山県指令産企第 号

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）に係る内容又は経費の配分の変更については、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第9条の規定により、申請のとおり承認します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

（変更内容）

様式第6号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け岡山県指令企第 号で交付決定通知のあった標記事業について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第12条の規定により次のとおり補助事業の中止（廃止）を申請します。

記

1. 中止（廃止）の時期

2. 中止（廃止）の理由

様式第7号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）実績報告書

令和 年 月 日付け岡山県指令企第 号で交付決定通知のあった標記事業について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

- | | | |
|-------------|-----------------|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2. 補助金実績額 | 金 | 円 |
| | 別紙「事業実施報告書」のとおり | |
| 3. 補助事業完了日 | 令和 年 月 日 | |

様式第8号

岡山県指令産企第 号

名称（屋号）

代表者氏名

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）の額の確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定した県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）の額を次のとおり確定したので、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）交付要綱第14条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

補助金の額 金 円

様式第9号

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

本社所在地

名称（屋号）

代表者職氏名

請求書

発行責任者

担当者

連絡先

県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）

精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け岡山県指令産企第 号で交付決定通知のあった
標記事業について、県産品販路拡大支援事業補助金（原料米価格高騰対策）
交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

請求額 金 円

口	金融機関名		支店名	
座	預金種目	1 普通	2 当座	
振	口座番号			
替	口座名義（カタカナ）			

※預金通帳の「支店名」「預金種目」「口座番号」「口座名義（カタカナ）」が記載されているページの写しを添付すること。